

第 26 回 議会改革推進特別委員会

令和 5 年 10 月 13 日 (金)
時 分 ~ 時 分
全 員 協 議 会 室

【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長
三浦委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員

【委員外】

【議長団】 笹田議長

【事務局】 下間局長（書記）

議 題

- 1 政務活動費について
- 2 島根県立大学との連携について
- 3 行政視察について
- 4 その他
 - ・ 議会改革の検討項目

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

◆政務活動費におけるガソリン代の取扱いの検討について

1. 政務活動費に関する条例等について

○浜田市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、浜田市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

《第2条～第4条 省略》

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、別表に定めるものに充てることができるものとする。

《第6条～第9条、第11条 省略》

(透明性の確保)

第10条 議長は、提出を受けた収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(別表)

| 項目 | 内容 | 備考 |
|----------|---|--------------------------|
| 調査研究費 | 議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費 | 印刷製本費、調査委託費、文書通信費、旅費等 |
| 研修費 | (1) 議員が行う研修会の開催に要する経費 (2) 団体等が開催する研修会への議員の参加に要する経費 | 講師謝金、会場費、文書通信費、旅費、参加費等 |
| 広聴費 | 議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望又は意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 | 印刷製本費、会場費、茶菓子代、文書通信費、旅費等 |
| 要請・陳情活動費 | 議員が行う要請又は陳情活動に要する経費 | 印刷製本費、文書通信費、旅費等 |
| 資料作成費 | 議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 | 印刷製本費、事務機器の購入費又はリース料等 |
| 資料購入費 | 議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 | 図書購入費、新聞購読料等 |

○浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年浜田市条例第6号)第5条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることができる経費の範囲は、**別表のとおり**とする。
- 2 議長は、本細則を改廃しようとするときは、**議会運営委員会に諮って了承を得て**実施する。
- 3 収支報告書に添えて提出する**領収書等証拠書類については、原則原本**とし、原本の提出が困難な場合は写しをもってこれに代えることができる。
- 4 議員は、**政務活動費を支出したときは必ず領収書**(書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。)を得ることとし、**領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類**(レシートや相手方が発行する支出証明書等)を得ること。
なお、どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないとき(調査研究費を支出したときなど)は、**証明できるものをもってこれに代える**ことができる。
- 5 議員が調査研究費を使用して**市外への調査研究を行うとき、研修会などに参加するとき**は、議長に**調査研究活動申請書を提出し承認を得る**ものとする。また、調査研究活動終了後は14日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。
- 6 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっても、公務災害補償の対象にはならない。
- 7 平成19年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を示す添付資料を提出することとする。
- 8 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了後は5日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。
- 9 議員が広聴費を使用して意見交換会等を開催したときは、意見交換会等終了後14日以内に議長に意見交換会等実施報告書を提出するものとする。

○浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

表 政務活動費をあてることができる経費

| 費目 | 支出することができるもの | 支出することができないもの |
|----------|---|---|
| 調査研究費 | <ul style="list-style-type: none"> ○旅費(運賃、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○調査委託(コンサルタント委託)に要する経費 ○インターネット使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○タブレット端末使用料 (経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○調査研究に必要な資料印刷費 | <ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない視察旅費 ●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●海外視察に係る経費 ※議長に承認を得た、友好都市及びそれに準ずる都市についての視察は認める ●議員の飲食費(食料費) ●視察先への土産代 |
| 研修費 | <ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代(講師分のみ) ○旅費(運賃、宿泊料) ○研修会等参加者負担金、会費 ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 | <ul style="list-style-type: none"> ●議員の飲食費 ●茶菓子 ●講師への土産代 ●政治団体等への大会、研修会等の参加費、交通費、宿泊料等 ※食料費は原則的に認められないが、研究研修費における「出席者負担金」や「会費」の中に食料費が含まれている場合は認める。 |
| 広聴費 | <ul style="list-style-type: none"> ○会場使用料 ○資料印刷費 ○会議に伴う湯茶、茶菓子代 ○文書通信費 ○旅費 | <ul style="list-style-type: none"> ●飲食費 ●議員の所属政党または後援会等が主催する意見交換会、後援会会員のみへ行うアンケート |
| 要請・陳情活動費 | <ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○事務用品、消耗品 ○旅費(運賃、宿泊料) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費 ○郵送料 | <ul style="list-style-type: none"> ●議長が承認しない要請・陳情活動の経費 |
| 資料作成費 | <ul style="list-style-type: none"> ○印刷費 ○写真代 ○文書コピー代 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代 ○事務用品、消耗品 (明確に政務活動費に係るもの以外は按分・該当経費の1/3以内、年間上限額を1万円以内) ○リース料 | <ul style="list-style-type: none"> ●議員個人、政党の宣伝活動に係る経費 ●選挙活動の資料作成費 ●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費 |

【現状】

浜田市議会政務活動費の交付に関する細則の別表：政務活動費をあてることのできる経費として、「調査研究費」、「研修費」、「要請・陳情活動費」において、「車利用の場合は有料道路代、ガソリン代実費」と規定しており、ガソリン代について、政務活動費をあてることは可能

※広聴費についても、現在、別表に記載はないが同様の取扱いは可能
(別表に加える必要あり)

【課題】

1. 自家用車移動によるガソリン代について、給油前後の差額を提示しての実費請求は、煩雑で現実的でないことから、ガソリン代実費をどのように取り扱うか
2. 仮に、実費によるガソリン代ではなく、距離単価によるガソリン代を認める場合の根拠をどこにおき、どのように管理して運用していくか

【検討事項】

1. 支給額について

・議員報酬及び費用弁償等に関する条例、職員の旅費条例及び規則等を準用

- ①1kmにつき23円。(職員等の旅費に関する条例施行規則第8条)
- ②距離は全路程を通算して計算し、通算した路程に1km未満の端数を生じたときは切り捨てる。(職員等の旅費に関する条例第16条第2項及び第3項)
- ③支給限度額を定めるかどうか。(月額の上限、年額の上限を定めるかどうか)

2. 走行距離の把握方法について

・「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する」という規定あり。

- ①走行距離をどのように算定するか

(例)

- ・議員本人がグーグルマップで最短距離を調べる方法
- ・車の走行メーターにより把握する方法 など

- ②行程範囲(走行範囲)を設けるかどうか

- ・市内のみとするか、県内とするかなど

3. 証拠書類(日報等)の作成と確認について

・内容がわかる証拠書類(日報等)の作成が必要(使途の透明性の確保は必要)

- ①日報の様式作成と記載内容

・業務内容をどこまで記入するか。(意見交換や相談の相手方、図書館で調べた内容、現地調査で確認した内容 など)

- ②日報の内容確認と提出時期

- ・議会事務局に年度末に1年分まとめて提出するか、月ごとに提出し、内容確認を受けるかどうか。(費用弁償との重複がないか、使途は適正か 等)

4. その他

- ・費用弁償との重複の禁止「(出発地点議会終了後に市役所から調査等に出かけた場合、自宅への帰路が二重払いとなる)

3. 費用弁償・旅費に関する条例等について

① 浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(費用弁償)

第5条 議会の議員が、公務のため旅行したときは、常勤の特別職の職員の受ける旅費に相当する額の費用を弁償する。 →**浜田市職員等の旅費に関する条例が適用**

2 議会の議員が、市内又は江津市において法令、条例又は規則に定める会議等に出席したときは、浜田市職員等の旅費に関する条例（平成17年浜田市条例第61号。以下「旅費条例」という。）第16条の規定による車賃に相当する額の費用を弁償する。ただし、その片道が2キロメートル未満のときは、支給しない。 →**本会議や委員会への出席、議員派遣のこと**

3 前2項に定めるもののほか、費用弁償の支給については、旅費条例の適用を受ける職員に対する旅費の支給の例による

② 浜田市職員等の旅費に関する条例

(車賃)

第16条 **車賃の額は、1キロメートルにつき37円**とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算する場合にはその区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(市内等の旅費)

第20条 **市内及び江津市への旅行については、旅費を支給しない。**

2 前項の場合において、鉄道賃又は船車賃を要した場合には、その実費を支給し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊を要した場合には宿泊料1夜につき別表の宿泊料定額の範囲で宿泊料実費及び別表の日当定額の2分の1に相当する額の日当（市内を除く。）を支給する。

第23条 **公務のための旅行に職員の自家用自動車**（任命権者が承認した場合に限る。）**を使用**する場合には、第16条第1項及び第20条の規定にかかわらず、**市長が別に定める車賃**を支給する。

③ 浜田市職員等の旅費に関する条例施行規則

第7条 条例第22条の規定により行うことのできる旅費の調整は、次に掲げる基準に該当する場合にはそれぞれ当該各号に定めるところにより行う。

(1) ～(5)省略

(6) 条例第20条の規定により、その実費を支給する場合片道2キロメートル未満は、支給しない。

第8条 条例第23条の規定による**車賃の額は、1キロメートルにつき23円**とする。

2 前項の車賃は、同乗者には支給しない。

(案) 政務活動にかかる運転日報

| 日付 | 経路 | 用務 | 距離 (km) | 費目 | 備考 | 確認 |
|-------|-------------------------|---|------------|-------|------------------|----|
| 10月3日 | 自宅→〇〇まちづくりセンター (往復) | 地元団体との意見交換 (〇〇について) | 10 | 広聴費 | 別途、意見交換会等実施報告書あり | |
| 10月4日 | 自宅→中央図書館→〇〇町〇〇付近 →自宅 | ・文献調査 (〇〇について) ・現地確認 (市道のカーブミラーについて) | 16 | 調査研究費 | | |
| 10月5日 | 市役所→△△まちづくりセンター →自宅 | 〇〇団体との意見交換 (△△について) | 6 | 広聴費 | 別途、意見交換会等実施報告書あり | |
| 10月6日 | 市役所→中央図書館→市役所 | 資料確認 (〇〇について) | 3 | 調査研究費 | 総務文教委員会に出席後、調査 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

◆議会改革推進特別委員会 行政視察について（候補）

①兵庫県 西脇市議会

<https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogoannai/gikaijimukyoku/index.html>

行政視察の申込み多数のため、対応可能な上限に達しており、令和6年3月までの受入れを停止します。令和6年4月以降の申込みは随時受け付けている。

②京都府 亀岡市議会

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/site/gikai/>

4時間52分、情報74位、住民22位、機能17位

- ①土曜日議会開催。
- ②反問権の拡大。
- ③附帯決議に対する報告請求。
- ④議長記者会見実施。政策研究会の規定化。子供議会、中学生議会、高校生議会の開催。
- ⑤子供の権利条例制定。
- ⑥会派代表者討論の実施。
- ⑦議会 Youtube チャンネル開設。

②京都府相楽郡 精華町議会

<https://www.town.seika.kyoto.jp/gikai/index.html>

4時間59分、各々81位、56位、12位。

- ①会派代表会議を正規の会議に。
- ②議員の複数常任委員会所属。
- ③2015年優秀躍進賞
- ④「通年会期制」を導入。
- ⑤町長傘下審議委員を辞任。

◆議会改革に関する検討項目について

| | 検討項目 | 内容 | 備考 |
|---|--------------------------|---|---|
| 1 | 政策討論会のあり方について | 政策討論会規程があるものの、実際の運用との整合性も含め、上手く活用できていない状況がある。浜田市議会にふさわしい政策討論会のあり方について検討する。 | 【前回の検討資料】 R030309 特別委員会 資料2-1～2-3 |
| 2 | 多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について | 令和3年7月5日に議会改革に関する検討結果（第6回）において報告した内容（下記の項目）について、具体的な検討をする。 1. 住民参加の機会の拡充による議会への理解度向上 2. 議員に立候補しやすい環境整備の充実 3. 議会による主権者教育やシティズンシップ教育の推進 4. 議会におけるICTの活用と推進 → 検討項目7と同様 | 【前回の検討資料】 第6回議会改革に関する検討結果 ⇒3の項目：議会広報広聴委員会で実施 4の項目：令和5年9月完了 |
| 3 | 島根県立大学との連携について | ・島根県立大学と浜田市議会との包括協定締結の検討 ・議会基本条例第14条の2 「議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く専門的知見の有効活用に努めるものとする」 | |
| 4 | 議会図書室の整備と市民開放について | ・議会図書室の活用がなされていない現状を含め、市民への開放について検討を行う。 ◎市立図書館との連携（レファレンスサービスの活用） | |
| 5 | 政務活動費について | 1. 後払い（精算払い）について 2. 使途基準について | |
| 6 | 議会活動を反映した取組について | 各種意見交換会や採決結果を反映した議会の取組が必要 | |

▼ 検討が完了した項目

| | | | |
|--|---------------------|--|--------------------------------|
| | 議会BCPの作成について | | 【完了】令和4年12月策定 |
| | 委員会代表質問について | | 【完了】令和4年6月実施要領策定 |
| | 議員選出監査委員の廃止について | | 【完了】令和5年8月 第3回 議会改革に関する検討結果 |
| | 議会におけるICTの活用と推進について | | 【完了】令和5年9月 第4回 議会改革に関する検討結果 |